

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年11月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200048 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200036 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年 6 月 5 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成元年 6 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年 6 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 6 月 5 日から同年 7 月 1 日まで

平成元年 6 月末に A 社を退職後、同年 7 月に同社を統合したグループ会社の B 社の社員となったが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。この期間も労働時間や働き方は変わらず継続勤務をし、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は平成元年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、請求者が提出した給与明細書、預金通帳及びスケジュール帳の写し (以下「給与明細書等」という。) 並びにオンライン記録により請求者と同様に平成元年 6 月 5 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の者の回答によると、同社は請求期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

また、前述の給与明細書等によると、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、当該商業登記簿謄本で確認できる代表取締役 2 名のうち、1 名は死亡、1 名は所在不明であることから、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答を得られないが、請求期間において、A 社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず (社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200099 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200037 号

第 1 結論

請求者の A 法人における平成 30 年 6 月 29 日の標準賞与額 25 万 6,000 円については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 6 月 29 日

現在、保険給付の計算の基礎とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) とされている請求期間に係る標準賞与額について、育児休業期間中に A 法人から請求期間に係る賞与が支給されたので、請求期間に係る標準賞与額を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額 (25 万 6,000 円) は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されており、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

一方、A 法人の回答及び同法人が提出した請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、同法人から請求者に対して上記の標準賞与額に見合う賞与 (25 万 6,177 円) が支給されていることが確認できる。

また、請求期間については、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中 (平成 30 年 * 月 * 日から平成 31 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認でき、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

これらの規定に基づくと、請求者の請求期間に係る標準賞与額 (25 万 6,000 円) の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されないことから、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200054 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200004 号

第 1 結論

平成 15 年 11 月から平成 20 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 11 月から平成 20 年 9 月まで

A 市が委託していた年金の集金担当者に、請求期間に係る国民年金保険料の全額免除申請の手続をしてもらったが、当該期間に係る国民年金の記録がない。調査の上、請求期間を国民年金保険料の全額免除期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

平成 9 年 1 月以降、国民年金被保険者記録は、制度共通の番号として導入された基礎年金番号により管理されることになったが、オンライン記録によると、請求者に基礎年金番号（*）が付番されたのは令和 3 年 7 月 26 日とされており、当該基礎年金番号には、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録はなく、請求者に対して別の基礎年金番号が付番された形跡もないことから、請求期間当時、請求者に対して付番された基礎年金番号はなく、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたとは考え難い。

また、請求者は、請求期間当時の住所地であったとする A 市（平成 * 年 * 月以前は、B 町）が委託をしていた年金の集金担当者を通じて、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を複数回行ったと主張しているものの、A 市は、請求期間当時、市町村で収納事務を行っていない期間であり、委託について確認できない旨回答している。

さらに、A 市及び日本年金機構は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が受理されていたか否かについて確認できない旨回答しているところ、請求期間は 4 年 11 か月と長期にわたっており、当該期間全ての国民年金保険料が免除されるためには、複数回の免除申請手続が必要となることから、A 市及び社会保険事務所（当時）がいずれの機会においてもこれを記録しなかったとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。